資 料 2

運転免許を失った高齢者の相談支援に係る 協定の締結について

神奈川県警察

### 1 趣旨

運転免許更新時の認知機能検査等の結果『認知症のおそれがある』と判定されたことを 理由に運転免許を申請取消(自主返納)する等、運転免許を失った高齢運転者が増加して おり、その対応が喫緊の課題となっている。

県警察では認知症の早期発見・早期対応及びその者の生活の質の維持・向上を図ることを目的に、県警察で把握した運転免許を失った高齢者が希望する相談支援情報を自治体に提供する取組について一部の自治体と協定を締結していることから、本協定の締結拡大を依頼するもの。

#### 2 協定締結自治体

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、松田町、大磯町及び二宮町

※ 平成30年6月に県警察と横浜市で本協定を県内で初めて締結し、令和3年4月末現在 5市3町と協定を締結している。

# 3 支援対象者(別添参照)

認知機能検査や臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された次の者

- (1) 診断書提出命令を受けたことを契機に運転免許の自主返納を行った者
- (2) 認知症と診断され取消処分となった者
- ※ 認知症以外の一定の病気等又は75歳未満(74歳の認知機能検査対象者を除く。)の高 齢運転者は、本制度の対象者とはならない。

#### 4 相談支援内容等

- (1) 運転免許窓口等において、支援対象者に対して以下の相談支援内容
  - 医療や受診先について
  - 日々の生活について
  - 認知症について
  - その他

について説明し、支援を希望した場合は相談支援依頼書を作成し、受理する。

(2) 運転免許窓口等で受理した相談支援依頼書を、県警察で集約し、月毎に自治体担当課へ引き継ぎ、自治体担当課から相談支援依頼者に連絡し支援体制を構築する。

# 5 連絡先

神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転教育課高齢運転者支援係 Ta 045 (365) 3111 (代表)

